

リサイクル・ワーキンググループの設置について（案）

1. 目的

「情報通信分野におけるエコロジー対応に関する研究会」（以下「研究会」という。）における検討内容のうち、携帯電話・PHS 端末等のリサイクルの推進に係る事項について、より専門的な観点から検討を行うため、ワーキンググループを開催する。

2. 名称

ワーキンググループの名称は「リサイクル・ワーキンググループ（リサイクル WG）」とする。

3. 検討内容

リサイクル WG では、携帯電話端末等のリサイクルの推進に係る以下の事項について検討する。

- ① 事業者・事業者団体における具体的な取組目標
- ② ユーザーの理解の浸透と協力体制の確保
- ③ データ移行の円滑化に向けた方策
- ④ その他関連する事項

4. 主査、構成員

- 1) 主査及び構成員は、研究会座長が指名する。
- 2) 主査は本 WG を招集し、主宰する。
- 3) 副主査は主査が指名する。
- 4) 主査は上記のほか、本 WG の運営に必要な事項を定めることができる。

5. 庶務

本 WG の庶務は総合通信基盤局電気通信技術システム課及びデータ通信課が行う。

6. 会議の公開

本 WG においては、構成員の所属組織において非公開とされる情報を元に検討を行う必要があることから、会議及び配布資料については原則非公開とし、公表に適する事項については、適宜研究会に報告することで公表に代える。

なお、主査が公開のもとで行うことが適当と判断する検討を実施する場合には、会議の招集に際して、会議を公開のもとで行うことを構成員に通知するものとする。